

令和7年7月

お客様 各位

新函館農業協同組合
代表理事組合長 横道 重人

若松支店閉店のお知らせ

日頃より当組合の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では長きにわたりご愛顧頂いておりました、若松支店を「**令和7年8月15日(金)**」をもって閉店する事となりました。

組合員・利用者の皆様方には、ご不便をおかけすることと存じますが、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

店舗統合日	営業終了支店	引継支店
令和7年8月18日	若松支店	せたな中央支店

※若松支店は含め令和7年8月15日(金)15時まで営業致します。尚、ATMは引き続きご利用いただけます。

○本件に関するお問い合わせ先

①令和7年8月15日まで

新函館農業協同組合 若松支店 TEL 0137-85-1331

②令和7年8月18日より

新函館農業協同組合 せたな中央支店 TEL 0137-84-5934

お客様のお手続き等について

1. 通帳について

⇒ 原則として口座番号に変更はありません。

ただし、一部お客さまで口座番号が変更となる場合は別途ご連絡させていただきます。

また、お手持ちの口座はお取扱店舗が引継店舗へ変更となります。

通帳につきましては、通帳更新の手続きが必要となりますので、店舗統合日以降、ご利用の際に最寄りのJA新はこだて各支店窓口でお手続きをお願いいたします。

尚、お手持ちの通帳でもATMでのご記帳・ご入金が可能です。

2. キャッシュカード・ローンカードのご利用について

⇒ 現在使用しておりますカードをそのままご利用いただけます。

3. 定期貯金証書・定期積金証書について

⇒ 特別なお手続きは必要ありません。契約内容は引継支店に引き継がれます。

4. 公共料金・各種クレジットの自動振替について

⇒ 当組合から各関係収納機関・クレジット会社へ届出をいたしますのでお客様による変更手続きは必要ございません。

5. 年金受取について

⇒ 当組合から各関係機関に届出しますのでお客様による変更手続きは必要ありません。

ただし、下記年金の受取口座として指定しているお客様は、大変お手数をおかけいたしますが、お客様による振込先店舗変更の手続きが必要となります。

①市議会年金、②道議会年金、③警察年金、④確定拠出年金、⑤私的年金 など

6. 給与振込について

⇒ お手数をおかけいたしますが、お勤め先へ振込先店舗変更のご連絡をお願いいたします。

7. 各種給付金などの受取について

⇒ 雇用保険給付金や児童手当など、各種給付金等の受取口座に指定しているお客様は、お手数をおかけいたしますが、振込先店舗変更の手続きをお願いいたします。

8. 各種ローン等の引落について

⇒ 引継支店へ引き継がれますので、変更手続きは必要ありません。

9. JA 共済をご利用のお客様について

⇒ 長期共済契約および短期共済契約のご契約内容等は、引継支店へ引継がれます。お手持ちの証書は大切に保管願います。

自動車および火災共済等の短期共済については、保障期間満了前において、旧取扱店舗名にてご案内することもあります。店舗閉店以降の申込手続きについては、引継ぎ店舗でのお取扱いとさせていただきます。

以 上